

2017年1月26日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 川島 隆

時間雇用教職員の通勤手当支給についての要求書

2014年の時間雇用教職員就業規則改正で廃止された通勤手当の復活と支給を求めます。

改正労働契約法では、期間の定めのあるなしにより、不合理に労働条件を相違させることを禁止しています。とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについては、業務内容・責任等の違いがあっても相当の合理性がない限り認められません。

直ちに、通勤手当の復活、支給を求めます。

2014年4月1日の時間雇用教職員就業規則改正は、「①従事する業務内容にふさわしい給与額の決定(単価表の上限等の引き上げ)、②外部資金使用ルール等により通勤手当が支給されない者に対する通勤手当相当分を加味した給与額設定による相当分支給及業務の大幅な削減、③事務の削減による人件費の縮減と再配置(時間雇用教職員の給与の見直しについて(ポイント整理)」のためと過半数代表者および当組合に説明されました。これは通勤手当が支給できなかった非常勤教職員への通勤手当相当額の支給も目的とした時間単価表(50円きざみ、上限価格1,600円)の変更を含むものでした。しかしその実は、それまでの契約であれば、当然支払われてきた事務補佐員等の通勤手当の廃止でした。これまでの団体交渉で貴職は、通勤手当として支給されない者に対して支給するため、時間単価に交通費相当分を加味し支給できるようにしたもので廃止のための廃止ではない旨回答しています。当組合は、法人として、通勤手当を加味した時間単価とする対応をとるよう部局に促すことを強く求めてきましたが、時間給の決定は部局の専決とし、雇用者としての責任を放棄する貴職の態度に怒りと失望を禁じえません。

5年期限がある上に、通勤手当がない事で、京都大学の時間雇用教職員募集への応募者は減っており、定員削減による人員減、5年期限での更新拒否による時間雇用教職員の入れ替えの影響は大きく、事務業務の現場では苦慮しているとの声が聞かれます。

実質上の通勤手当の不支給をやめ、通勤手当の復活を求めます。